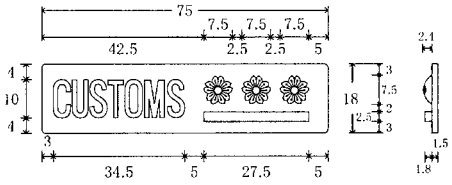
附　則

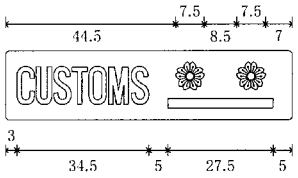
1　この省令は、公布の日から施行する。

2　税関職員は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

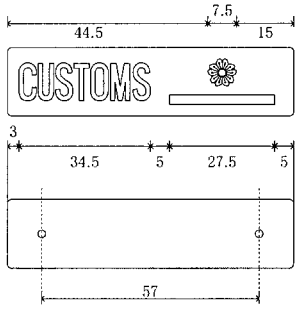
一　般　職　員
（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員）



一　般　職　員
（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員）



一　般　職　員
（定型的な業務を行う職員）



○財務省令第二十九号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

財務大臣　菅　　直人

支出官事務規程等の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第五条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定により同法第七条第一項の規定を読み替えて適用する場合におけるこの省令の適用については、第十六条第一項及び第三十七条第二項中「及び児童手当」とあるのは、「並びに児童手当及び子ども手当」とする。

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第二条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定により同法第七条第一項の規定を読み替えて適用する場合におけるこの省令の適用については、別表甲号備考1俸給手当の類の項中「児童手当」とあるのは、「児童手当・子ども手当」とする。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第三条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、第三条第三項第二号中「第二十二条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」と、第二十一条の六第一項第三号中「場合を含む。」とあるのは「場合及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。」と、「同法第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項第一号」と、同項第九号ハ中「第八条（同令第十一条において準用する場合」とあるのは「第八条（同令第十一条において準用する場合及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により読み替えて適用する場合」と、「同令第九条第二項（同令第十一条において準用する場合」とあるのは「児童手当法施行令第九条第二項（同令第十一条において準用する場合及び平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第六条第二項において準用する場合」とあるのは「第六条第二項において準用する場合及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する場合」と、「その他同法」とあるのは「その他児童手当法及び平成二十二年度子ども手当支給法」と、別紙第四号の四書式中「児童手当関係」とあるのは「児童手当及び子ども手当関係」とする。